

議案第88号

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

病院事業に地方公営企業法の全部を適用させるほか心臓血管外科を新たに標榜し、心臓血管疾患の患者の状態に応じた治療を行う体制を整えるため。

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第116号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西脇市病院事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「（病院事業の設置）」に改め、同条中「西脇市立西脇病院（以下「病院」という。）」を「病院事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 病院事業の診療施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 西脇市立西脇病院

(2) 位置 西脇市下戸田 652番地の1

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条第1項中「市長は、病院」を「管理者は、病院事業」に、「作成」を「市長に提出」に改め、同条第2項第3号中「病院」を「病院事業」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「病院」を「病院事業」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「病院」を「病院事業」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「病院」を「病院事業」に改め、同条を第5条とする。

第2条の2第1項を次のように改める。

法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、西脇病院を置く。

第2条の2第2項中「病院」を「病院事業」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「病院」を「病院事業」に改め、同条第2項中第24号を第25号とし、第11号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 心臓血管外科

第2条第2項に次の1号を加え、同条を第3条とする。

(26) 前各号に掲げるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める診療科目

第1条の次に次の1条を加える。

(法の規定の適用)

第2条 病院事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。

附則に次の2項を加える。

(管理者の設置の特例)

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、法第7条ただし書の規定に基づき、病院事業に管理者を置かない。

(管理者の権限の特例)

4 前項の規定により病院事業に管理者を置かない間、管理者に関するこの条例及び他の条例並びに市の機関の定める規則及び規程の規定は、管理者の権限を行う市長に関する規定とみなす。

別表中「（第2条の2関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表委員の構成の欄中「市長が」を「管理者が」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（第2条第2項に1号を加える改正規定を除く。）は、令和2年1月1日から施行する。

(西脇市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 西脇市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年西脇市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇市水道事業」の右に「及び西脇市病院事業」を加える。

第3条中「又は西脇市」を「、西脇市」に改め、「西脇市条例第51号）」の右に「又は西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年西脇市条例第6号）」を加える。